

有明アリーナ管理運営事業モニタリング委員会設置要綱

2 才大一第 6 9 2 号

令和 3 年 3 月 1 6 日

改正 3 才大一第 7 2 1 号 令和 4 年 3 月 9 日

5 生施経第 8 0 号 令和 5 年 4 月 1 9 日

(設置)

第 1 有明アリーナ管理運営事業（以下「本事業」という。）の公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）による管理運営状況等をモニタリングし、適正な管理を確保することを目的として、有明アリーナ管理運営事業モニタリング委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、運営権者の年間の管理運営状況等について、運営権者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、本事業のモニタリングに関する事項を所掌する。

(組織)

第 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、スポーツ、文化・エンターテインメント、PFI・公共施設等運営権（コンセッション）方式、法務、会計等に関し高い見識を有する者のうち、東京都生活文化スポーツ局長（以下「局長」という。）が委嘱する者とする。

(委員長)

第 4 委員長は委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 委員会は、東京都生活文化スポーツ局経営企画担当部長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、対面又は電磁的方法により行う。

(公開等)

第 7 委員会の審議は公開で行うものとする。ただし、委員長は、委員会に諮ることによりその全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の議事録及び会議資料は公開するものとする。ただし、委員長は、委員会に諮ることにより、議事録を議事要旨による公開とし又は会議資料の全部若しくは一部を非公開とすることができる。

(意見聴取)

第 8 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を参考人として委員会に出席さ

せ、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第 9 委員及び参考人は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、公開される情報は除く。

（庶務）

第 10 委員会の庶務は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課において処理する。

（謝金の支払）

第 11 委員会は、委員に対し謝金を支払うことができるものとする。

（雑則）

第 12 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 9 日から施行する。